

青森中央短期大学における研究データの保存期間等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、青森中央短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程第4条第3項に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「研究データ」とは、実験の生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文や報告等、研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

(実験・観察等の研究データの保存方法)

第3条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

- 2 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 3 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第4条 研究者は、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

- 2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(研究データの保存期間)

第5条 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。また、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

- 2 試料（実験試料、標本）や装置等「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料等）

についてはこの限りではない。また、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

- 3 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。
- 4 共同研究等、外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約もしくは定めが別途あるときは、それに従う。

(責任)

第6条 研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

- 2 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講じなければならない。
- 3 研究室主宰者の転出や移動に際して、当該研究を引き継ぐ者がいない場合は、部局長はこれに準じた措置を講じなければならない。

(開示等)

第7条 研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データを開示しなければならない。なお、転出・退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成27年8月1日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日から施行する。